

問題

Q 県立 P 高校の教諭である X は、担当する日本史 B の授業において、「日の丸が日本の国旗とされたが、日本国が日の丸の下に近隣諸国を侵略し、近隣諸国民や日本国民にも多大な犠牲を強いることになった事実は否定できない。このことは、NHK の歴史番組を見ていると近隣諸国に侵攻していく日本軍が常に日の丸を掲げていることから明らかである。生徒諸君は日の丸の旗を見るときには、この旗を見ると深い悲しみを感じる人々がいることを忘れないようにしてください。」と常々発言していた。この発言を聞いた生徒の中には、X に共鳴して P 高校の卒業式等において「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」ことを拒否したり、家庭でも X 教諭の指摘に共鳴したことを保護者等に告げる者が多数に上った（ただし、X がこれらの行為を促した事実はない）。

これに対し、一部の保護者から X 教諭の授業は偏向しているという苦情が Q 県教育委員会（以下「教委」という）および P 高校校長（以下「校長」という）に寄せられたため、校長は X に対して授業中に上記の趣旨の発言をすることを禁止する職務命令を発したが、X は上記発言に誤りや不当な点はないとして従わなかった。

そこで、教委は、① X の上記発言は国旗・国歌を尊重することを当然の前提とし、国旗掲揚・国歌斉唱の指導を義務付けている高等学校学習指導要領「以下「要領」という」第 4 章、第 3、3 に違反していること、② X の発言は主観的かつ一面的であって「近現代史の指導に当たっては、客観的かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くようにするとともに、多面的・多角的に考察し公正に判断する能力を育成するようにする」と規定している要領第 2 章、第 2 節、第 4、3 (3) に違反していること、③ 校長が要領を遵守させるために発した正当な職務命令に従わなかったのであるから、X は地方公務員法 32 条に違反していることを理由として、同法 29 条 1 項 2 号に基づき、X に対して停職 1 か月の懲戒処分（以下「本件処分」という）を行った。

X は、Q 県人事委員会に審査請求をしたが棄却されたため、本件処分は違憲、違法であるとして、Q 県を被告として取消訴訟を提起する予定である。その前提として、本件処分には憲法上どのような問題があるかを検討しなさい。なお、行政事件訴訟法と地方公務員法に関する問題点に言及する必要はない。

解答はまず解答用紙の問題 1 を使用し、足りなければ問題 2 も使用すること。

[参 考]

高等学校学習指導要領（平成 11 年文部科学省告示 同 15 年一部改訂）

第 2 章 普通教育に関する各教科

第 2 節 地理歴史

第 4 日本史 B

3 内容の取り扱い

(1)、(2) 略

(3) 近現代史の指導に当たっては、客観的かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くようにするとともに、多面的・多角的に考察し公正に判断する能力を育成するようにする。その際、核兵器の脅威に着目させ、戦争を防止し、民主的で平和な国際社会を実現することが重要な課題であることを認識させること。

第 4 章 特別活動

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

1、2 略

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

地方公務員法

(懲戒)

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 項以下略

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第 32 条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。